

乳

1 試料採取及び解除の単位

クーラーステーション又は乳業工場単位で試料採取を行い、要件を満たす場合には、その単位に属する市町村単位で解除する。

2 解除の要件(「安定的に暫定規制値を下回る」)

- ① 当該クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)から概ね1週間ごとに継続的に試料を採取し分析する。
- ② 3回連続して 100Bq/Kg 以下(不検出を含む)となる場合に、当該地域の当該品目を解除する。

3 解除後の措置

解除後も定期的に試料の採取・分析を行い、結果を公表する。

平成23年4月4日

厚生労働省

食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する 検査のための機器の確保について

- 食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づき、都道府県等は、食品中の有毒・有害物質に関する検査を実施している。その一環として、暫定規制値を上回る放射性物質を含有する食品についても、食用に供しない取扱いとしている。
- このような検査については、食品衛生法の規定に基づき、都道府県等の食品衛生検査施設又は民間の登録検査機関を活用することが基本である。
- しかしながら、原子力緊急事態の発生に伴う放射性物質の放出が依然として収束していない現状では、検査を適切に実施するためには、既存の検査機器を有効に活用することが重要である。
- このため、厚生労働省においては、農林水産省、文部科学省等の協力を得ながら、検疫所、研究所、大学等における検査機器の配置状況を把握した上で、必要な検査機器を食品衛生検査施設に有しない都道府県等に対し、その近隣で検査機器を有する検疫所、研究所、大学等を紹介する仕組みを構築する。

食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能である厚生労働省関係機関

- ゲルマニウム半導体検出機で食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能である厚生労働省関係機関は、次のとおりです。
- これらのうち、行政機関による検査の受入れについては、都道府県又は保健所設置市の依頼によるものに限定されるとともに、あらかじめ日程等を調整する必要があります。このため、検査を依頼するに当たっては、都道府県又は保健所設置市の衛生主管部局より、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課あてに、あらかじめ御連絡をお願いします。

1 行政機関

国立保健医療科学院 〒 351-0197 埼玉県和光市南 2-3-6
横浜検疫所輸入食品・検疫検査センター 〒 236-0011 神奈川県横浜市金沢区長浜 107-8
神戸検疫所輸入食品・検疫検査センター 〒 652-0866 兵庫県神戸市兵庫区遠矢浜町 1-1
成田空港検疫所検査課 〒 282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1

【連絡窓口】

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課（大原・富田）

TEL：03-5253-1111（代表）内線 4241・4242

03-3595-2337（直通）

FAX：03-3503-7964

2 登録検査機関

財団法人 日本食品分析センター（多摩研究所） 〒 206-0025 東京都多摩市永山 6-11-10 TEL：042-372-6711 FAX：042-372-6700
財団法人 食品環境検査協会（横浜事業所） 〒 231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通 2-15 TEL：045-201-7031 FAX：045-201-9022

食品中の放射性物質検査の結果について(概略)

食品安全部監視安全課
平成23年6月8日20.00時点速報値

産地	食品群	検査件数	規制値 超過件数	超過品目
福島県	乳	251	18	原乳18件
	野菜類	1,439	193	たけのこ41件、ほうれんそう39件、原木しいたけ34件、ブロッコリー21件、アブラナ6件、小松菜6件、ウメ6件、茎立菜5件、キャベツ5件、信夫冬菜5件、紅葉苔4件、みずな3件、くさそてつ(こごみ)3件、かぶ3件、花わさび2件、ビタミンナ2件、山東菜2件、セリ2件、ちぢれ菜1件、ワカメ1件、ヒジキ1件、アラメ1件
	肉等	104	-	
	卵	28	-	
	水産物	119	22	イカナゴの稚魚6件、ヤマメ4件、シラス3件、アユ3件、ワカサギ2件、ムラサキイガイ1件、ウグイ1件、ホッキ貝1件、ウニ1件
	その他	1	1	生茶葉1件
	小計	1,942	234	
茨城県	乳	55	5	原乳5件
	野菜類	405	38	ほうれんそう29件、パセリ7件、水菜・サニーレタス各1件
	肉	6	-	
	卵	3	-	
	水産物	197	5	イカナゴの稚魚5件
	その他	62	13	生茶葉13件
	小計	728	61	
栃木県	乳・乳製品	20	-	
	野菜類	171	11	ほうれんそう9件、春菊2件
	肉	4	-	
	卵	1	-	
	水産物	6	-	
	その他	5	2	生茶葉2件
小計	207	13		
群馬県	乳・乳製品	39	-	
	野菜類	285	3	ほうれんそう2件、かきな1件
	肉	6	-	
	卵	1	-	
	水産物	7	-	
	その他	2	1	生茶葉1件
小計	340	4		
埼玉県	乳	19	-	
	野菜類	162	-	
	水産物	2	-	
	その他	16	-	
	小計	199	-	
千葉県	乳	16	-	
	野菜類	266	11	春菊4件、パセリ・ほうれんそう各2件、ちんげんさい・セルリー・サンチュ各1件
	肉	2	-	
	卵	2	-	
	水産物	94	-	
	その他	13	6	生茶葉6件
小計	393	17		
東京都	乳	3	-	
	野菜類	49	1	小松菜1件
	水産物	4	-	
	その他	7	-	
	小計	63	1	
神奈川県	乳	26	-	
	野菜類	78	-	
	肉	4	-	
	水産物	26	-	
	その他	17	7	生茶葉6件、煎茶1件
小計	151	7		
新潟県	乳	19	-	
	野菜類	350	-	
	卵	2	-	
	その他	5	-	
	小計	376	-	
長野県	乳・乳製品	3	-	
	野菜類	46	-	
	水産物	3	-	
	その他	2	-	
	小計	54	-	
宮城県	乳・乳製品	17	-	
	野菜類	73	-	
	水産物	15	-	
	その他	2	-	
	小計	107	-	
山形県	乳	4	-	
	野菜類	43	-	
	肉	3	-	
	小計	50	-	
静岡県	乳	2	-	
	野菜類	3	-	
	水産物	2	-	
	その他	47	-	
小計	54	-		
山梨県	その他	5	-	
	小計	5	-	
北海道	肉	1	-	
	野菜類	3	-	
	水産物	7	-	
小計	11	-		
青森県	乳	9	-	
	野菜類	1	-	
	水産物	1	-	
小計	11	-		
岩手県	野菜類	4	-	
	小計	4	-	
岐阜県	野菜類	1	-	
	小計	1	-	
京都府	野菜類	3	-	
	その他	1	-	
	小計	4	-	
兵庫県	野菜類	14	-	
	小計	14	-	
愛媛県	野菜類	2	-	
	小計	2	-	
宮崎県	水産物	4	-	
	小計	4	-	
総計		4,720	337	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (6月8日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
	原乳	3/21～:(3市14町9村 ^{※1)})	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(6市9町4村 ^{※2)} (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～:(6市9町4村 ^{※2)})
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	3/23～:(2市7町3村 ^{※3)})	3/23～:(2市7町3村 ^{※3)})
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～:(7市10町4村 ^{※4)})	3/23～:(7市10町4村 ^{※4)})
	カブ	3/23～:(3市8町3村 ^{※5)})	—
	原木しいたけ (露地)	4/13～:(4市7町3村 ^{※6)})	4/13～:(飯館村)
		4/18～:(福島市)	
		4/25～:(本宮市)	
	たけのこ	5/9～:(2市1町1村 ^{※7)}) 5/13～:(2市3町1村 ^{※8)})	—
	くさそてつ(こごみ)	5/9～:(福島市、桑折町)	—
ウメ	6/2～:(福島市、伊達市、桑折町)	—	
	6/6～:(相馬市、南相馬市)	—	
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～:(全域)	4/20～:(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6～:(秋元湖、檜原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。))	—

※1 会津若松市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、桑折町、川俣町(山木屋の区域に限る。)、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、檜葉町、富岡町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、大玉村、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※4 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村及び飯館村

※5 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、相馬市、南相馬市、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村及び飯館村

※6 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、檜葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※7 伊達市、相馬市、三春町、天栄村

※8 南相馬市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、西郷村

		茨城県
その他	茶	出荷制限 6/2～:全域
		栃木県
その他	茶	出荷制限 6/2～:鹿沼市、大田原市
		千葉県
その他	茶	出荷制限 6/2～:野田市、成田市、八街市、富里市、山武市、大網白里町
		神奈川県
その他	茶	出荷制限 6/2～:南足柄市、小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村


原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):6月8日現在

		出荷制限	
		福島県	
		全域	地域別
原乳	3/21~ (右の地域を除く)	3/21~4/8解除: (喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町)	3/21~4/16解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧都路村の区域を除く)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、橘町、矢祭町、いわき市)
		3/21~4/21解除: (相馬市、新地町)	3/21~5/1解除: (南相馬市(鹿島区のうち、鳥崎、大内、川子及び雄崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。))
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、カキナ)	3/21~ (右の地域を除く)	3/21~5/11解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)	3/21~6/8解除: (田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
		3/21~5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	3/21~6/1解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
その他すべて	3/23~ (右の地域を除く)	3/23~5/4解除: (白河市、いわき市、矢吹町、楢倉町、矢祭町、鳩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	3/23~5/11解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)
		3/23~5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	3/23~8/1解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)
結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23~ (右の地域を除く)	3/23~4/27解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)	3/23~5/4解除: (白河市、いわき市、矢吹町、楢倉町、矢祭町、鳩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		3/23~5/11解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、楢倉町、矢祭町、鳩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	3/23~5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23~ (右の地域を除く)	3/23~4/27解除: (白河市、矢吹町、楢倉町、矢祭町、鳩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	3/23~5/4解除: (いわき市)
		3/23~5/11解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	3/23~5/18解除: (会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)
カブ	3/23~ (右の地域を除く)	3/23~5/4解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村)	3/23~5/16解除: (白河市、矢吹町、楢倉町、矢祭町、鳩町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)
		3/23~5/18解除: (会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)	4/21~: (伊達市、相馬市、南相馬市、須賀川市、大原町、桑折町、柳津町、三島町、金山町、川俣町、鏡石町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))
原木しいたけ(露地)	-	4/13~4/25解除: (いわき市)	4/13~: (福島市)
		4/13~5/16解除: (田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町)	4/13~5/23解除: (川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))
たけのこ	-	5/9~: (伊達市、相馬市、三春町、天栄村)	5/9~: (伊達市、相馬市、南相馬市、須賀川市、大原町、桑折町、柳津町、三島町、金山町、川俣町、鏡石町、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))
		5/9~5/30解除: (平田村)	5/9~5/30解除: (平田村)
くさもてつ(ごごみ)	-	5/9~: (福島市、桑折町)	5/9~8/8解除: (いわき市)
ウメ	-	6/7~: (福島市、伊達市、桑折町)	6/7~: (福島市、伊達市、桑折町)
水産物	4/20~	6/8~: (相馬市、南相馬市)	6/8~: (相馬市、南相馬市)
		6/8~: (秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(澁川)との合流点から上流の部分に限る。)、及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。))	6/8~: (秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(澁川)との合流点から上流の部分に限る。)、及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。))

※ 〇の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):6月8日現在

		出荷制限									
		茨城県		栃木県		群馬県		千葉県		神奈川県	
		全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別
原乳		3/23~4/10 解除		-		-	-	-	-	-	-
野菜	ホウレンソウ	3/21~4/17 解除 (右の地域を除く)	3/21~6/1 解除 北茨城市、 高萩市	3/21~4/27 解除	3/21~4/21 解除 那須塩原市、 塩谷町	-	3/21~4/8 解除	-	4/4~4/22解除 旭市、香取市、 多古町	-	-
	カキナ	3/21~4/17 解除		3/21~4/14 解除		-	3/21~4/8 解除	-		-	-
	シュンギク、テンゲンサイ、 サンチュ	-		-		-	-	-	4/4~4/22解除 旭市	-	-
	パセリ	3/23~4/17 解除		-		-	-	-	4/4~4/22解除 旭市	-	-
	セルリー	-		-		-	-	-	4/4~4/22解除 旭市	-	-
その他	茶	5/2~		-	6/2~ 鹿沼市、大田原市	-		-	6/2~ 八潮市、大崎白星 町、野田市、成田 市、富里市、山武 市	-	6/2~ 東足柄市、小田原 市、栗川町、清川 村、真鶴町、湯河 原町

※  の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：6月8日現在

		摂取制限	
		福島県	
		全域	地域別
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～5/4解除：(白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
		3/23～5/11解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)	
		3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	
		3/23～6/1解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～4/27解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)	
		3/23～5/4解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
		3/23～5/11解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
		3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))	
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～ (右の地域を除く)	3/23～4/27解除：(白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
		3/23～5/4解除：(いわき市)	
		3/23～5/11解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)	
		3/23～5/18解除：(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)	
原木しいたけ(露地)	-	4/13～ 飯館村	
水産物 イカナゴの稚魚	4/20～		

※ [点線] の箇所は、摂取制限の対象

飲食チェーン店での腸管出血性大腸菌食中毒の発生について

平成23年6月9日現在

1. 有症者の発生状況

4月27日以降、富山県、福井県等3県2市から発生報告があった飲食チェーン店「焼肉酒家えびす」での腸管出血性大腸菌食中毒事件の有症者数は計169名、うち重症者は13名、死者は4名です。(石川県有症者1名増)

自治体名	有症者			現在の入院者 (重症者(再掲))			死亡者		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
富山県	139	70	69	10(10)	2(2)	8(8)	3	1	2
富山市	24	13	11	1(1)	0	1(1)	-	-	-
石川県	1	1	0	-	-	-	-	-	-
福井県	4	3	1	1(1)	0	1(1)	1	1	0
横浜市	1	0	1	1(1)	0	1(1)	-	-	-
合計	169	87	82	13(13)	2(2)	11(11)	4	2	2

・[±] は昨日からの増減分

・5月6日以降、新たな発症者はいません。

1. 主な対応

(1) 4月27日、富山県が「焼肉酒家えびす砺波店」で腸管出血性大腸菌 0111 を病因物質として疑い、食中毒の発生を公表（共通食：焼肉（カルビ、ロース）、ユッケ等）、関係自治体において、原因究明調査（疫学調査及び細菌検査）及び被害拡大防止策などを実施しています。

その後関係自治体が「高岡駅南店」（富山県）、「福井涮店」（福井県）、「富山山室店」（富山市）、「横浜上白根店」（横浜市）、「小松店」（石川県）についても食中毒の発生を公表しています。

「焼肉酒家えびす砺波店」4月27日営業停止処分、「駅南店」4月30日営業停止処分、「福井涮店」5月2日営業停止処分、「富山山室店」5月6日営業停止処分、「横浜上白根店」5月16日営業禁止処分。「小松店」5月27日営業停止処分

「焼肉酒家えびす」は4月27日より生食用食肉（ユッケ）の販売自粛、4月29日から全店舗の営業自粛。

(2) 厚生労働省においては、関係情報の集約、国立感染症研究所の疫学専門家を現地に派遣する等原因究明調査の支援のほか、再発防止の観点から都道府県等における生食用食肉を取り扱う営業施設に対する緊急監視を行っています。

また、生食用食肉を提供する飲食店において、

- ・どの施設において適正な生食用の加工を行っているかを店内等に掲示し、
- ・営業者間の取引の際に衛生基準に基づく生食用の加工を行っているか否かを文書で確認するよう、

都道府県等に指導を依頼しています。

別添1

食安発 0505 第1号

平成23年5月5日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

生食用食肉を取り扱う施設に対する緊急監視の実施について

食肉の生食による食中毒の予防については、「生食用食肉等の安全性確保について」（平成10年9月11日付け生衛発第1358号。以下「衛生基準通知」という。）により、生食用食肉の衛生基準に基づく消費者、関係事業者への周知・指導のほか、関係通知に基づき、腸管出血性大腸菌により重症化するリスクの高い小児や高齢者に食肉やレバーの十分な加熱を行うなどの普及啓発をお願いしているところです。

しかし、今般、富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による食中毒事件において、飲食店で食肉を生食した小児等、4名が死亡し、多くの重症者が確認されていることから、汚染実態等関係情報を調査した上で、生食用食肉の衛生基準について、食品衛生法に基づく規制とすることも含め、検討を行っているところです。

つきましては、それまでの間、衛生基準通知に基づく生食用食肉の衛生管理を徹底し、同様の食中毒の発生の防止を図る必要があることから、下記により、生食用食肉を取り扱う営業施設に対する監視指導を緊急に実施するようお願いいたします。

なお、関係営業者に対して、生食用以外の食肉を生食用として消費者に提供することがないよう徹底されるようお願いいたします。

記

1 対象施設

飲食店営業、食肉処理業、食肉販売業等の営業施設のうち、生食用食肉を取り扱っている営業施設（予め、文書により生食用食肉の取扱いの有無を確認すること）。

2 実施期間

平成23年5月末日までとし、6月5日までに別途示す報告様式により監視指導結果をとりまとめて監視安全課まで報告すること。

なお、5月末日までに終了していない場合には同日現在の結果について報告するとともに、終了後可及的速やかに結果を報告すること。

3 監視指導の内容

次の内容の衛生基準通知への適合性を確認すること。

(1) 生食用食肉の加工

- ア トリミング場所の施設・設備の区分、温度管理、必要な設備の設置
- イ トリミングを行う器具の専用化
- ウ トリミングの実施
- エ 細切の実施
- オ 器具の適切な消毒
- カ 手指の洗浄の方法
- キ 手指、器具の洗浄消毒
- ク 食肉の温度管理
- ケ 浸透性のある調味等の処理の未実施

(2) 生食用食肉の保存

- ア 保存、運搬の方法
- イ 保存、運搬の温度管理

(3) 生食用食肉の表示（飲食店で生食用食肉の加工を行い、提供する場合を除く。）

- ア 生食用である旨
- イ 生食用の加工を行った施設名の表示

(4) 自主検査

生食用食肉の加工を行った施設での自主検査の実施の有無

4 監視指導結果に基づく措置

衛生基準通知に適合しない場合は、生食用食肉の取扱いを中止させ、施設側の改善結果を確認した上で取扱いを再開するよう指導すること。

生衛発第 1358 号
平成 10 年 9 月 11 日
(最終改正 平成 13 年 5 月 24 日)

各 (都道府県知事
政令市市長
特別区区长) 殿

厚生省生活衛生局長

生食用食肉等の安全性確保について

平成 8 年にレバーの生食による腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒が発生したことから、同年 7 月 22 日付衛食第 196 号、衛乳第 175 号「レバー等食肉の生食について」によりレバー等食肉の生食を避けるよう消費者、関係事業者に対して指導方お願いしてきたところである。

その後、我が国ではレバー等を生食することが国民の食生活の一部に定着していることもあり、消費者が安心してこれらを食することができるよう、平成 9 年 6 月、厚生大臣は食品衛生調査会に、安全性を確保する規格基準の設定について諮問し、本年 9 月 1 日、食品衛生調査会から答申があった。

今般、この答申に基づいて、別添のとおり、生食用食肉の衛生基準を策定したので、今後は食中毒の発生を防止するため、これに基づき消費者、関係事業者への周知・指導について遺憾のないようお願いする。

(別 添)

生食用食肉の衛生基準

1 生食用食肉の成分規格目標

生食用食肉（牛又は馬の肝臓又は肉であって生食用食肉として販売するものをいう。以下同じ。）は、糞便系大腸菌群（fecal coliforms）及びサルモネラ属菌が陰性でなければならない。

2 生食用食肉の加工等基準目標

(1) とちく場における加工 平成12年4月1日より施行済み

ア 一般的事項

生食用食肉を出荷するとちく場においては、と畜場法施行令第1条、と畜場法施行規則第2条の2及び第2条の3の基準が確実に守られていること。

イ 肝臓の処理

(ア) 肝臓は、次の基準に適合する方法で処理すること。

- ① 食道結さつに当たっては、頸部食道断端部分は、合成樹脂製等不浸透性の袋で被った後に結さつすること。ただし、解体処理工程上、明らかに頸部食道断端が肝臓に触れる可能性がない場合は袋で被う必要はない。
- ② 肝臓の取り出し前に胃又は腸を取り出す場合は、消化管破損のないよう取り出すこと。消化管破損があった場合は、その個体の肝臓は生食用に供しないこと。
- ③ 肝臓の取り出し直前に、手指を洗浄し、ナイフ等の器具を洗浄消毒すること。また腹部正中線部分の表面については消毒又は汚染部分の切除を行うこと。
- ④ 肝臓の取り出しに当たっては、肝臓、手指又は器具が皮毛又は作業員のエプロン等に触れないように取り出し、直接、清潔な容器等に収め、取り出し後は速やかに冷却すること。

(イ) 肝臓は、病変、寄生虫、消化管内容物又は皮毛等が認められないこと。

(ウ) 内臓取扱室では、他の内臓（生食用でない肝臓を含む。）の取扱い場所と明確に区分し、洗浄、消毒に必要な専用の設備が設けられていること。

(エ) 内臓取扱室で、生食用の肝臓を取扱う加工台、まな板及び包丁等の器具は、専用のものを用いること。

また、これらの器具は、清潔で衛生的な洗浄消毒が容易な不浸透性の材質であること。

(2) 食肉処理場（食肉処理業又は食肉販売業の営業許可を受けている施設をいう。以下同じ。）における加工

ア 生食用食肉のトリミング（表面の細菌汚染を取り除くため、筋膜、スジ等表面を削り取る行為をいう。以下同じ。）及び細切（刺身用に切分ける前のいわゆる冊状にする行為をいう。以下同じ。）を行う場所は、衛生的に支障のない場所であって他の設備と明確に区分されており、低温保持に努めること。

また、洗浄、消毒に必要な専用の設備が設けられていること。

イ トリミング又は細切に用いられる加工台、まな板及び包丁等の器具は、専用のものを用いること。

また、これらの器具は、清潔で衛生的な洗浄消毒が容易な不浸透性の材質であること。

ウ 細切するための肉塊は、次の基準に適合する方法でトリミングを行うこと。

- ① トリミングの直前に、手指を洗浄し、使用する器具を洗浄消毒すること。
- ② 肉塊を、洗浄消毒したまな板に置き、おもて面のトリミングを行うこと。
- ③ おもて面をトリミングした肉塊を当該肉塊が接触していた面以外の場所に裏返し、残りの部分のトリミングを行うこと。
- ④ 1つの肉塊のトリミング終了ごとに、手指を洗浄し、使用した器具を洗浄消毒すること。

エ 細切は、次のように行うこと。

- ① 細切の直前に手指を洗浄し、使用する器具を洗浄消毒すること。
- ② 1つの肉塊の細切終了ごとに手指を洗浄し、使用した器具を洗浄消毒すること。

オ 器具の洗浄消毒は、83℃以上の温湯により行うこと。

カ 手指は、洗浄消毒剤を用いて洗浄すること。

キ 手指又は器具が汚染されたと考えられる場合には、その都度洗浄又は洗浄消毒を行うこと。

ク 生食用食肉は10℃以下となるよう速やかに冷却すること。

また、10℃以下となった生食用食肉は、10℃を越えることのないよう加工すること。

ケ 肉塊の表面汚染が内部に浸透するような調味等による処理を行わないこと。

(3) 飲食店営業の営業許可を受けている施設における調理